

## 帯広畜産大学大学院畜産学研究科畜産科学専攻博士後期課程及び獣医学専攻博士課程 教員の副指導教員資格の認定の申合せについて

平成30年2月20日付で締結した「岩手大学大学院連合農学研究科と帯広畜産大学大学院畜産学研究科（畜産科学専攻博士後期課程及び獣医学専攻博士課程）との教育連携に関する協定書」の3に基づき、帯広畜産大学大学院畜産学研究科畜産科学専攻博士後期課程及び獣医学専攻博士課程教員の副指導教員資格の認定は、この申合せにより行う。

- 1 帯広畜産大学大学院畜産学研究科畜産科学専攻博士後期課程及び獣医学専攻博士課程の教員資格を有する教員について、当該教員が岩手大学大学院連合農学研究科（以下「岩手連大」という。）の副指導教員認定を希望する場合の手続きについて確認する。
- 2 上記について、帯広畜産大学長は、採用時の申請書類（帯広畜産大学の教授会等で用いた教員個人調書、業績一覧等）を提供することを確認するものとする。
- 3 帯広畜産大学長は、当該教員の了解が得られた場合、採用時の申請書類を連合農学研究科長に送付して副指導教員資格の認定を依頼する。
- 4 連合農学研究科長は、直近の代議員会時（臨時開催を含む）に教員資格審査委員会を設置し、当該教員が帯広畜産大学大学院畜産学研究科畜産科学専攻博士後期課程及び獣医学専攻博士課程の教員資格を有していることを確認後、帯広畜産大学より送付された採用時の申請書類を基に、岩手連大の副指導教員資格と同等の業績を有することを審査及び確認し、投票により判定を行う。
- 5 教員資格審査委員長は、投票結果を連合農学研究科長に報告する。
- 6 連合農学研究科長は、投票結果を代議員会に諮り、副指導教員資格の認定を行う。
- 7 認定された副指導教員資格は、資格が認定された代議員会開催日の翌月1日から資格を発効する。
- 8 連合農学研究科長は、直近の研究科教授会にて、当該教員が岩手連大の副指導教員資格を認定されたことについて報告する。
- 9 平成29年度までに岩手連大の主指導教員資格または副指導教員資格を既に取得している者は、本件手続きを省略する。

### 附 則

この申合せは、平成30年4月1日から施行する。